

参議院岩手県選出議員補欠選挙 衆議院 小選挙区 比例代表 選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査 投票日は10月27日(日)です。 投票時間は、午前7時～午後7時

期日前投票制度もあります	
期日前投票期間は、参議院岩手県選出議員補欠選挙	10月11日(金)から10月26日(土)まで
衆議院議員総選挙	10月16日(水)から10月26日(土)まで
注意!! 衆議院議員総選挙は10月15日(火)までの期間、期日前投票はできません。	
期日前投票時間は、午前8時30分～午後8時	

投票の方法	投票できる方		告示日
	居住要件	年齢要件	
 投票は、候補者名を記入する自書式投票です。投票用紙は「クリーム地に黒文字」となっています。	◆参議院岩手県選出議員補欠選挙 投票は、候補者名を記入する自書式投票です。投票用紙は「クリーム地に黒文字」となっています。	令和6年7月9日以前から現在まで引き続き市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。 ※令和6年7月10日から7月14日までに花巻市に転入された方は、10月14日から花巻市で投票が可能となります。 ※令和6年7月15日以降に花巻市に転入された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていることを確認のうえ、前住所地の市町村で投票するか、不在者投票の手続きをしてください。 (ただし、県内の他市町村から転入した場合に限ります。県外から転入した場合は、参議院岩手県選出議員補欠選挙の選挙権はありません。)	令和6年10月10日(木)
	◆衆議院議員総選挙 投票は、自書式投票です。候補者名を記入する小選挙区選挙と政党名を記入する比例代表選挙の2回に分けて行います。 投票は、記号式投票です。投票用紙には、やめさせ方が良いと思う裁判官の氏名の上の欄に×印を記入してください。やめさせなくても良いと思う裁判官には何も記入しないでください。	令和6年7月14日以前から現在まで引き続き市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。 ※令和6年7月15日以降に花巻市に転入された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていることを確認のうえ、前住所地の市区町村で投票するか、不在者投票の手続きをしてください。	令和6年10月15日(火)

入場券は	投票場所は	代理・点字投票
選挙権のある方には、「投票所入場券」をはがきで郵送します。	投票場所は、市内82カ所です(2ページ表)。事前に郵送された入場券をご確認の上、指定された投票所で投票してください。	病気やけがなどで字を書くことが困難な方のために、投票所係員による代理投票が認められています。また、目が不自由な方は点字での投票ができます。 だれに投票したかの秘密は堅く守られます。代理投票・点字投票を希望される方は、投票所の係員に遠慮なく申し出てください。

不在者投票

次のような理由により、投票日に投票できず、さらに期日前投票でも投票することができない方は、不在者投票をすることができます。

- 出張等のため花巻市外に長期滞在中である
(滞在地での不在者投票)
- 病院や老人ホームに入院、入所中である
(病院などの施設での不在者投票)
- 重度の障がい等のため、歩行(外出)が困難である
(郵便等による不在者投票)

不在者投票制度を利用するには、事前の登録や申し込みが必要となり、具体的な投票方法も異なります。
詳しくは、次のとおりです。

◆滞在地での不在者投票

出張などで他の市区町村に滞在している方は、滞在している市区町村の選挙管理委員会ですら不在者投票をすることができます。ただし、投票用紙等の請求や交付は花巻市選挙管理委員会と郵便等により行いますので、お早めに手続きをしてください。

◆病院などの施設での不在者投票

都道府県の指定を受けている病院や施設に入院、入所している方は、その施設の長に申し出て、その施設において不在者投票をすることができます。なお、現在花巻市内で指定を受けている病院、施設は、表1のとおりです。

◆郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方、または介護保険の被保険者証をお持ちで、表2に該当する方は、郵便で投票することができます。また、郵便で不在者投票ができる方で、表3に該当する方は、代理者を介して投票用紙に記入することができます。

※郵便で不在者投票するためには、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。また、代理記載をするにはあらかじめ選挙管理委員会へ代理記載人(1人)を届け出る必要があります。この制度を利用して投票される方の投票用紙等の請求期限は、投票日の4日前(10月23日)までとなっています。お早めに手続きをしてください。

【表2】郵便で投票できる方の条件

手帳・被保険者証	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1・3級
	免疫・肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

※上記に該当しない方は、郵便投票ができませんので、手帳及び被保険者証を確認してください。

【表3】代理記載制度を利用できる方の条件

手帳	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症～第2項症

【表1】不在者投票ができる施設

指定病院等の名称	
1	国立病院機構花巻病院
2	総合花巻病院
3	イーハトーブ介護医療院
4	宝陽病院
5	東和病院
6	介護老人保健施設サンホーム
7	介護老人保健施設サンシャイン
8	イーハトーブ介護リハビリセンター
9	介護老人保健施設はやちねの里
10	介護老人保健施設ゆうゆうの里
11	老人保健施設華の苑
12	特別養護老人ホーム大谷荘
13	特別養護老人ホームアイリス花巻
14	特別養護老人ホーム花巻あすかの里
15	特別養護老人ホーム花巻あすかの杜
16	特別養護老人ホーム桐の里
17	特別養護老人ホームいしどりや荘
18	特別養護老人ホーム東和荘
19	特別養護老人ホームほうじゅの郷
20	養護老人ホームはなまき荘
21	養護老人ホーム宝寿荘
22	軽費老人ホームケアハウス花巻
23	救護施設好地荘
24	軽費老人ホームケアハウス金矢
25	花巻あすかの杜 指定短期入所生活介護事業所
26	ケアメディカルはなまき

※花巻市外の病院などでも指定を受けている場合がありますのでご確認ください。

期日前投票を利用しましょう



10月27日（投票日）に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の理由で投票に行けない方は、期日前投票を行うことができます。
参議院岩手県選出議員補欠選挙の投票所入場券は、10月15日ごろまでに、衆議院議員総選挙の投票所入場券は、10月18日ごろまでに、はがきで郵送します。
投票所入場券がない場合でも投票はできますので、受付に申し出てください。

○期日前投票のできる期間

参議院岩手県選出議員補欠選挙 衆議院議員総選挙
10月11日(金)から10月26日(土)まで 10月16日(水)から10月26日(土)まで

注意!!

衆議院議員総選挙は10月15日(火)までの期間、期日前投票はできませんのでご注意ください。

○期日前投票のできる時間

平日・休日を問わず、
午前8時30分から午後8時まで

○期日前投票のできる場所

- イトーヨーカドー 花巻店 2階
- 大迫総合支所
- 石鳥谷総合支所
- 東和総合支所

富士大学に期日前投票所を設置します。

10月22日(火)・10月23日(水) 2日間

午前10時から午後1時まで
富士大学メディア棟2階 学生ホールにて、
期日前投票が出来ます。

選挙公報の配布について

県が発行する参議院岩手県選出議員補欠選挙の選挙公報は、10月14日(月)以降から、衆議院議員総選挙の選挙公報は、10月19日(土)以降から市内全戸に配布するほか、下記の施設にも配置します。万が一、選挙公報が届かない場合や紛失などした場合は、選挙管理委員会事務局へご連絡いただくか、下記の施設で受け取りが可能です。なお、準備が整い次第、市ホームページでも選挙公報をご覧いただけます。

- ・各期日前投票所
- ・市役所本庁舎総合案内
- ・各総合支所地域振興課地域づくり係
- ・文化会館
- ・各振興センター
- ・市内各図書館
- ・生涯学園都市会館（まなび学園）
- ・なはんプラザ

投票所の設置場所（市のホームページで、すべての投票所の位置図がご覧いただけます。）

投票区	投票所設置場所		投票区	投票所設置場所	
花巻	1	花北地区社会体育館 本館64	大迫	5	中乙生活改善センター 大迫町内川目26-2-1
	2	花巻農協総合営農指導拠点センター 野田335-2		6	大迫林業者等地域住民交流施設 大迫町内川目8-5-2
	3	花北振興センター 四日町一丁目1-27		7	外川目振興センター 大迫町外川目27-107-5
	4	小舟渡公民館 上小舟渡417-1		8	外川目地区基幹集落センター 大迫町外川目23-54-1
	5	花巻小学校（第2体育館） 花城町5-13		9	沢崎生活改善センター 大迫町外川目16-17
	6	市役所本庁舎 花城町9-30		10	旭の又地区集会施設 大迫町外川目11-103
	7	生涯学園都市会館（まなび学園） 花城町1-47		11	亀ヶ森振興センター 大迫町亀ヶ森7-12
	8	保健センター 南万丁目970-5		12	亀ヶ森第4区自治公民館 大迫町亀ヶ森19-103-3
	9	花巻市総合福祉センター（社会福祉協議会） 石神町364		13	亀ヶ森第7区自治公民館 大迫町亀ヶ森38-83
	10	桜町一丁目公民館 桜町一丁目436	石鳥谷	1	石鳥谷総合福祉センター 石鳥谷町好地6-10-3
	11	南城小学校（体育館） 南城110-1		2	石鳥谷国際交流センター 石鳥谷町好地8-78-3
湯口	1	大沢公民館 湯口字大沢246		3	石鳥谷生涯学習会館 石鳥谷町中寺林7-1-1
	2	志戸平振興会館 湯口字洗沢67-15		4	大瀬川振興センター 石鳥谷町大瀬川10-45-2
	3	自然休養村センター 円万寺字堰田52		5	八日市いきいき交流館 石鳥谷町大興寺8-157-4
	4	鍋倉ふれあい交流センター 鍋倉字地神77-3		6	八幡振興センター 石鳥谷町八幡23-147
	5	新田（あらた）公民館 上根子字下田18		7	直町公民館 石鳥谷町南寺林5-143-7
湯本	1	上湯本台一公民館 台5-27-1		8	八重畑定住促進センター 石鳥谷町猪鼻7-30-1
	2	湯本振興センター 湯本4-31-8		9	五大堂公民館 石鳥谷町五大堂21-11-3
	3	北湯口コミュニティセンター 北湯口3-681-12		10	南滝田公民館 石鳥谷町滝田10-16-5
	4	二枚橋町会館 二枚橋町南一丁目58		11	山屋農業交流センター 石鳥谷町滝田1-133-1
	5	柵ノ目公民館 柵ノ目2-239		12	新堀振興センター 石鳥谷町新堀40-27-2
矢沢	1	胡四王会館 矢沢5-208-1		13	三日堀自治公民館 石鳥谷町新堀30-37-3
	2	下駒板公民館 幸田4-22-3		14	明戸公民館 石鳥谷町新堀47-10-1
	3	安野公民館 高松3-156-2		15	種森公民館 石鳥谷町新堀54-248-3
	4	平良木公民館 高松21-26-4	東和	1	東和総合支所 東和町土沢8区60
	5	矢沢振興センター 高木19-24-14		2	安俵集落センター 東和町安俵10区173
	6	島コミュニティセンター 東十二丁目14-38-2		3	成島振興センター 東和町北成島5区78-1
宮野目	1	宮野目振興センター 西宮野目6-172		4	東晴山多目的研修集会施設 東和町東晴山10区585
	2	田力上公民館 葛7-80-3		5	中内地域農業振興センター 東和町中内7区199
	3	上似内（前通り）公民館 上似内10-66-3		6	南成島ふれあいセンター 東和町南成島7区302
太田	4	本館公民館 本館一丁目2-10		7	太田目公民館 東和町上浮田4区215
	1	上太田・山関振興会館 太田3-219		8	東和高齢者コミュニティセンター 東和町北川目2区289
	2	太田振興センター 太田32-163-3	大迫	9	川目第一集落センター 東和町北川目8区91
笹間	3	下坂井振興会館 太田59-46-5		10	前田コミュニティセンター 東和町前田1区257
	1	横志田公民館 横志田6-266-3		11	古田地区林業センター 東和町北前田2区237
	2	中笹間公民館 中笹間5-103		12	谷内第二行政区多目的研修集会施設 東和町鷹巣堂1区411-2
大迫	3	笹間振興センター 北笹間13-74-1		13	谷内第一行政区集落センター 東和町館迫1区100
	1	大迫総合支所 大迫町大迫2-51-4		14	倉沢集落センター 東和町倉沢4区117
	2	内川目1区自治公民館 大迫町内川目47-75		15	小倉集落農事集会所 東和町田瀬5区211
	3	内川目地区農村環境改善センター 大迫町内川目36-85		16	白土集落センター 東和町田瀬21区123
	4	大迫農業体験実習館 大迫町内川目3-110-19		17	平山集落センター 東和町東晴山15区220

※令和5年9月3日執行の岩手県知事選挙・岩手県議会議員選挙から変更となった投票所は、次の4カ所です。

変更になった投票所	変更後	変更前
花巻第2投票所	花巻農協総合営農指導拠点センター	いわて生活協同組合コープ花巻あうる
花巻第9投票所	花巻市総合福祉センター（社会福祉協議会）	文化会館
花巻第11投票所	南城小学校（体育館）	花南振興センター
湯本第2投票所	湯本振興センター	湯本地区社会体育館

▼投票所一覧QRコード

